

介護サービス事業者 経営情報の報告について

島根県健康福祉部高齢者福祉課

制度の概要

- ・令和5年介護保険法改正により、介護サービス事業者から都道府県へ事業者の経営情報の報告が義務付け（施行年月日：令和6年4月1日）
- ・報告は、専用のウェブシステムを使用し実施

1 報告対象となる事業者

原則としてすべての介護サービス事業者

※事業所・施設のすべてが以下の①、②のいずれかに当てはまる場合は報告対象外

- ① 過去1年間の介護サービスによる収入が100万円以下のもの
- ② 災害その他報告を行うことができない正当な理由があるもの

2 報告する項目

【必須項目】

- (1) 名称、所在地その他の基本情報
- (2) 収益及び費用の内訳
- (3) 職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- (4) その他必要な事項

※左記のほか、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」がある

3 報告期限

毎会計年度終了後3月以内

報告システムの概要

1 システムの名称

介護サービス事業者経営情報データベースシステム

2 アクセス

<https://safe.menlosecurity.com/https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

- ・ログインにはGビズIDが必要となります
- ・GビズIDの取得に関すること、その他詳細は[県ホームページ](#)をご覧ください

※リンク先から画面をスクロールして【事業者の経営情報の報告】をご覧ください

3 その他

- ・厚生労働省におけるシステム改修の都合により、「令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告」については、当面の間、報告受付を停止されています。
- ・受付再開後にはその旨を連絡しますので、再開後に改めて報告いただきますようお願いいたします。
- ・「令和7年2月末までに終了する会計年度に係る経営情報の報告」は、報告可能ですので、未報告の施設、事業所においては、早急に報告いただきますようお願いいたします。